

事業継続計画書 みどり保育園

令和 7 年 4 月

<自然災害対策>

(目的) この事業継続計画(以下「BCP」という。)は、震災等の災害が発生した際に園児と職員の安全を確保し、継続的に保育サービスを実施するために以下の事を目的とする。

- (1) 園児と職員の安全を守る。
- (2) 園児への保育活動を継続的かつ安定的に提供する。
- (3) 地域の一員として災害時の福祉拠点として積極的に役割を果たす。

(基本方針) 上記の目的を達するため、BCPにおける基本方針を以下のとおり定める。

- ・園児の安全確保を最優先とし、保護者が迎えに来た園児から順次受け渡しを行う。
- ・保護者へ引き渡しができない園児は宿泊対応を実施する。
- ・ライフラインの復旧までは、既存の設備及び備蓄品を最大限活用する。
- ・事業所建物の被災状況の把握を行い、衛生環境の低下を防ぐ。

(適用範囲) このBCPは、みどり保育園に勤務する全職員に適用する。職員は災害が発生した際は、BCP及び関連するマニュアルに則って行動する。

(BCPの運用体制)

災害時に園児及び職員の安全を確保し、サービスの提供を効果的に実施するためには、BCP具体的で実践的なものとする必要がある。したがって、BCPの見直し及び避難訓練時の都度検証を行うとともに、職員が共通理解を深められるよう周知する。また、職員に対して災害時の対応及び事業継続に対する認識を深めるため、以下の研修・訓練を行う。

(1) 事業所内訓練

- ・地震発生時の対処方法
- ・初期消火活動
- ・保護者の安否確認の方法
- ・出入り口の確保
- ・安全な避難スペースの確保及び誘導の方法
- ・応急手当の方法
- ・緊急時、施設外への伝達方法の確認
- ・地震災害等に対する基礎知識や事業所の地震対策の習得

- (2) 災害時における組織体制と被害想定 みどり保育園は、山口県で震度 6 弱以上の地震が発生した場合及び水害等による大規模な被害が発生した場合、「災害対策本部」を設置する。震度 6 弱未満の地震の場合であっても園児や職員及び建物等に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがあるなど緊急の対応が必要な場合にも設置する。

(災害内容の規模及び被害の想定)

BCP策定にあたり、想定する災害の規模及び被害状況は以下のとおりとする。

なお、被害状況の想定は、今後検討を重ねた際に修正及び追加で記載すべき事項がある場合は、適宜見直すこととする。

(1) 震災・水害

- ・想定震度と水害～震度 6 弱以上大災害を伴う水害等
- ・建物～建物の倒壊はなし(一部損傷あり)
- ・ライフライン～事業所周辺地域一帯 3 日間停止(電気・ガス・水道)
- ・通信～電話:不通或いは通話困難
- ・携帯:不通(3 日間)
- ・PCインターネット:使用不可
- ・携帯メール:使用不可
- ・周辺地域～家屋の一部倒壊あり
- ・交通～混乱により、翌日まで利用困難

(2) 感染症

- ・感染症～緊急事態宣言発令時を伴う感染発生時(新型コロナウイルス等)
- ・建物～建物の倒壊はなし
- ・ライフライン～電気・ガス・水道の影響なし通信～影響なし
- ・周辺地域～公共施設・病院への入館禁止状態交通～交通障害なし

(人的被害等の想定)

人的被害は以下の通り想定する。

(1) 震災・水害の場合

①職員の状況

ア) 就業時間に予定人員が確保できない可能性がある。

イ) 日中帯の発生であれば人員の確保は行える一方、職員の帰宅困難が発生する。

ウ) 17 時以降や休日の発生の場合、一部職員の不在及び人員の確保が困難となる。

エ) 職員や事業所間での連絡が取りにくい状況となる。

②園児の状況

ア) 揺れによる転倒や落下物等によるケガが発生する可能性がある。

イ) 負傷の程度によっては医療機関への搬送が必要となる。

ウ) 電気とガスが使えなくなることにより食事提供が非常食対応となる。

(2) 感染症の場合

①職員の状況

ア) 感染及び濃厚接触者、感染の疑いにより、就業時間に予定人員が確保できない可能性がある。

②園児の状況

ア) クラスター感染のリスクが上がる。

イ) 職員からの感染リスクが高くなる。

（職員の体制）

災害発生時における職員の体制については、大規模災害が発生した場合、職員本人と同居家族及び自宅の安全を確認したうえで事業所に参集する。震災状況によっては園長が適宜判断し、緊急連絡網や保育園緊急連絡システム「JMOBILE」を通じ参集呼びかけを行う。

（災害時優先業務）

災害時においては、園児と職員の生命の維持、安全の確保のための業務を最優先とし、被害を最小限にとどめると共に、保育サービスを継続して提供する事を優先に取り組む。また、災害発生からの時間経過とともに以下の業務について優先的に実施する。

- （１） 発生後 1 時間以内に行う業務
 - ①発生直後の安全確保
 - ②安全な場所への避難誘導
 - ③園児と職員の安否確認
 - ④事業所の被害状況の確認
 - ⑤災害対策本部の設置及び第 1 回災害対策会議の実施
- （２） 発生後 24 時間以内に行う業務
 - ①備蓄品の使用準備
 - ②今後の保育サービスの提供方針及び役割分担の確認
 - ③主な優先業務の具体的実施方法の確認
 - ④保護者や関係機関、業者への連絡
- （３） 発生後 72 時間以内に行う業務
 - ①救援物資の受け入れ体制の確保
 - ②行政への被害状況の報告

<平常時における備え>

（事業所の外部環境）

- ・事業所における周辺地域の外部環境を常時把握しておく。
- ・近隣住民との顔の見える関係作り人的資源、物的資源の共有化や相互支援体制について地域住民や近隣の保育施設と連携するため、平常時から顔の見える関係作りを取り組んでいく。

（事業所の安全対策）

地震による備品の転倒や散乱または落下の二次的被害を防ぐために、以下の対策を行う

- （１） 落下物・倒壊への対策
 - ① 書棚や食器棚等のガラス製のものは割れても飛散しないようガラス飛散防止フィルム等で補強を行う。
 - ② 照明器具や壁掛け時計等の取り付け状態を点検し、落下防止の対策を行う。
 - ③ 園児が日常的に使用するスペース等には極力物を置かず、災害時の安全スペースと動線確保に努める。

(2) 避難経路の確認等

①事業所内の避難経路や消火器の設置場所は、建物平面図等に記載し、誰もが確認できる場所に貼り出す。

②園児の年齢に応じた避難方法（徒歩・散歩車・おんぶひも等）を、職員が認識しておく。

(備蓄品の整備等)

備蓄品リストに基づき備蓄品を整備する。その際、以下の点に注意する。

①備蓄食糧は非常食献立表に基づき、必要食数を確保する。

②期限を過ぎた飲料水は、生活用水として活用する。

③日常的に使用する備品は、通常使用分以外にも備蓄分を確保し、定期的に更新を行いながら管理する。

④災害発生後、一定期間ゴミの収集が行われないと想定し、ゴミの一時保管場所について職員間で検討し、J 晴報を共有する。

④ 発電機の使用方法については、訓練等の機会に使用方法を職員全員が理解できるよう努める。

(訓練の実施・計画の見直し等)

災害時において園児と職員の安全を確保し、優先業務等を効果的に遂行し、より具体的で実践的な内容の BCP にする。そのためには、職員全員が BCP や災害時の優先業務等の内容を認識し、課せられた役割を確実に実施出来ることが必要である。BCP の周知と避難訓練を繰り返し行い、その過程で明らかとなった課題や対策等については見直しを行い、継続的な改善を行う事とする。

<感染症対策>

(目 的)

本計画は、重大な感染症（新型コロナウイルス等）の感染者（感染疑いを含む）が事業所内で発生した場合においても、保育活動を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

(基本方針)

①園児の安全確保：園児は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。

②サービスの継続：園児の生命と安全、健康を守るために最大限努力し保育運営の継続を行う。

③職員の安全確保：職員の生命を守り、生活を維持しつつ感染拡大防止に努める。

(感染防止に向けた取組の実施)

- ・園児、職員は日々健康の増進に努め、感染が疑われる場合には即連絡する。
- ・ソーシャルディスタンスを保つ生活を行う。マスクを着用する。
- ・事業所入口に消毒液を置き、事業所内に入る時は職員全員が手指の消毒を行う。
- ・定期的にテーブル、ドアノブ、照明スイッチなど多くの人が触れる箇所の消毒を行う
- ・窓開け、機械換気などで換気を行う。
- ・不要不急な会議や研修、出張は中止または延期する。